

合併市に関する調査

記入月日：平成17年1月14日

基礎情報

都道府県・市名	長野県・長野市（ながのし）
合併期日	平成17年1月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	長野市大字鶴賀緑町1613番地（旧長野市）
人口（合併直近の国調）	378,935人（平成12年国調）
面積	738.51km ²
議員定数	42人（条例定数）[定数特定により46名]
関係市町村名	長野市、豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村

関係市町村合併直前の状況

平成16年10月1日現在

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	長野市	364,618	404.35	42	20.2
	豊野町	10,292	19.90	16	24.4
	戸隠村	4,932	132.76	16	35.4
	鬼無里村	2,206	135.64	11	42.3
	大岡村	1,549	45.86	10	43.7
合計	-	383,597	738.51	95	-

旧鬼無里村境界未定地あり

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	長野市	128,713,075	53,878,459	17,826,493	山振、辺地他	0.736
	豊野町	4,629,070	888,074	1,501,077		0.360
	戸隠村	4,883,200	349,181	2,019,124	山振、過疎、辺地他	0.172
	鬼無里村	3,507,662	145,584	1,550,159	山振、過疎他	0.133
	大岡村	2,620,161	118,020	1,145,081	山振、過疎他	0.144
合計	-	144,353,168	55,379,318	24,041,934	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年12月22日	解散年月日：平成16年12月31日
内容	組織：会長（長野市長） 副会長（豊野町長、戸隠村長、鬼無里村長、大岡村長） 委員（助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員、学識経験者） 計90名	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：合併年度及びこれに続く10年間	
基本計画の主要項目	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉のまち ・環境調和のまち ・安全・安心のまち ・生涯学習のまち ・未来産業のまち ・交流のまち ・行政 	
旧市町村庁舎の利活用	旧長野市役所を本庁に、旧4町村役場を支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 46名（各町村1名の計4名）
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長72万4千円 副議長64万7千円 議員60万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	合併前の長野市の区域を除く豊野町・戸隠村・鬼無里村・大岡村の各区域に地域審議会を置く。 設置期間は新市建設計画の計画期間と同じ平成27年3月31日までの間。 委員は各審議会とも20人以内で、任期は2年とする。	
地方税に関する特例	有	
内容	法人住民税法人税割については、平成18年度まで現行のとおりとする。 事業所税について、合併前の大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区域にある事業所に対しては、平成21年度まで現行のとおりとする。 都市計画税については、平成18年度まで現行のとおりとする。 豊野町の固定資産税の同和減免については、平成18年度まで現行のとおりとする。 合併前に豊野町及び戸隠村の工場の新・増設に関して、固定資産税の不均一課税及び課税免除を行っているものについては、現行のとおりとする。 納期について、平成16年度は現行のとおりとする。 平成16年度以前の課税権に基づく課税分に係る督促手数料については、現行のとおりとする。	
合併特例債発行限度額（億円）	313.9億円（基金を除く）	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置等） 合併の方式（編入合併） 合併の期日（平成17年1月1日） 市の名称（長野市） 市の事務所の位置（旧長野市の本庁舎） 地域審議会の設置（設置） 議会の議員の定数及び任期の取扱い（定数特例） 使用料、手数料等の取扱い（原則長野市に統一する。） 公共的団体等の取扱い（5市町村共通の団体は合併時に統合するよう調整に努める。） 補助金・交付金等の取扱い（5市町村で同一又は同種のもののはできるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て統合する。） 町名・字名の取扱い（町村の意向を尊重し調整する。）
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	合併後調整するとした事務事業の調整